

ま ち な か
元 気 応 援
助 成 金

平成 30 年度
随時
受付します
まずはご相談を。

まちなかを元気にしようと活動している団体を応援しています！

助成対象経費の総額の 10 分の 10 又は 5 万円の少ない方を助成します。

助成額 100%！ 最高5万円まで

2018 年4月2日（月）～随時受付

応募多数の場合、年度途中で締め切る場合もありますのでご了承願います。

■審査および決定方法

1 書類審査

NPO 法人にぎわい理事会で
提出された書類を審査します。



できるだけ
詳しく記入する
ことがポイント！

*応募書類はできるだけ詳しく記入して下さい。

2 応募者によるプレゼンテーション

*書類審査を通過した事業のみ

※プレゼンテーションについては、
応募者の方へ別途詳細をお知らせします。

会場：まちなか（本町3丁目）

公募要項・応募用紙は事務局まで。又は
ホームページよりダウンロードできます。

<http://nigiwai.biz/>



■助成対象事業（下記すべて該当するもの）

- ①その全部又は一部が十日町市中心市街地で実施されるもの
- ②まちなかの新たなにぎわい創出が期待できるもの
- ③まちなか（地域）の活性化を目的としたもの
- ④不特定多数の市民や来街者等を対象としたもの（応募者又はその関係者を主な対象としたものは助成対象外）
- ⑤既存イベント等との差別化や工夫が明確に判断できるもの（原則、既存イベント等の継続のみを目的としたものは助成対象外）
- ⑥助成金の交付決定日以降、平成31年3月31日までに完了するもの

■助成対象経費

助成対象事業の実施のために必要と認められる次の経費。

- ア) 謝金（講師謝礼・出演料など）
- イ) 旅費（原則、講師等に支払われるものに限る）
- ウ) 消耗品費（助成対象事業のみに使用されるものに限る・備品等は除く）
- エ) 印刷費（ポスター・チラシなど）
- オ) 通信費（告知のための郵送料など）
- カ) 会場費（使用料・設営費など）
- キ) その他、助成対象事業実施のために最低限必要と認められる経費

■審査基準

- ①独創性：新たなニーズや課題に対して有効な独創性を有しているか。
- ②期待度：まちなかのにぎわい創出の新たな担い手として期待できるか。
- ③継続性：活動を継続・発展させていく意思を有しているか。
- ④波及性：他団体による取り組み誘発など、にぎわい創出の波及効果が期待できるか。
- ⑤連携性：地域や他団体等と具体的に連携・協力した取り組みか。
- ⑥実現性：明確な事業目標・計画・予算・実施体制など、実現性を有しているか。

■応募方法

「まちなか元気応援助成金 応募様式」に必要事項を記入し、郵送又は持参してください。

応募様式は、事務局又はホームページよりダウンロードして入手できます。

応募書類は審査のポイントとなります。できる限り詳しく記載してください。

■申し込み及び問合せ

NPO法人にぎわい 事務局

〒948-0082 十日町市神明町 352-7（本町3丁目）

TEL 025-761-7230 FAX 025-761-7231

E-mail : info@nigiwai.biz URL : <http://nigiwai.biz/>



詳しい応募要項は事務局又は
ホームページより御覧ください。

